

令和3年度重層的支援体制整備事業について(米原市)

1 令和2年度までの取組について

○モデル事業の実施

平成29年度から相談支援包括化推進事業、平成30年度から地域力強化推進事業を実施

➤ 成果と課題

成果

- 複合的な課題を抱えるケースについて、チームで支援するという考え方が浸透。
⇒他職種とつながる意識が持て、支援の幅が広がった。
- 支援会議を設置したことで参加者に守秘義務が生じ、情報共有がしやすくなり、潜在的ケースが徐々に見えてきた。

課題

- 相談支援と地域づくりの連携が十分でなく、横連携のテーブルづくりをはじめ、それを連動させていく取組の充実が求められる。
⇒新たな社会資源の開拓や出口支援の強化
- 各部局の担当者以外への事業の周知が十分でないため、部局内での周知の徹底や支援関係機関への意識の植え付けが必要である。

2 令和3年度からの取組について

① 相談支援(断らない相談支援体制づくり)

○ 庁内検討体制

- 米原市では、個別相談連携方式を採用している。
- 令和3年度から、機構改革に伴う組織の再編により福祉分野(高齢、障がい、困窮)と子ども分野(子育て、保育)が統合された。
⇒連携の強化およびより専門性の高い福祉施策の展開が見込まれる
- 5月6日から業務場所が旧4町域の分庁方式から米原駅前の統合庁舎へ移転となる。福祉、子ども部局とそれ以外の部局がほぼ一同に会することとなる。
⇒部局横断の連携体制強化、相談支援と地域づくりの連携の充実が見込まれる。

➤ 相談支援の具体的な流れとしては、以下を想定している。

- 1) 各課相談窓口による相談受付
- 2) 問題が見え隠れするケースは支援会議で情報を共有
- 3) 複合化・複雑化した課題を抱えたケースは重層的支援会議で支援の方向性や役割分担を検討

○多機関協働事業

- モデル事業の実績を踏まえ、米原市社会福祉協議会へ委託
⇒府内連携のコーディネートや相談者の受付から支援プラン作成までの業務を行う。
- 重層的支援会議を開催し、支援者の役割分担、プラン作成、社会資源の把握と開発に向けた検討を行う。

【参加が想定される部署】

福祉分野（高齢、障がい、困窮）、子ども分野（子育て、保育）、保健、医療、納税、教育、多文化共生、消費者相談、農林商工、地方創生・まちづくり

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 本市各部局等による既存のアウトリーチと併せ、必要な支援が届いていない人に対する関係構築、つながり作りを行う。

② 参加支援

- 社会との関係性が希薄化している相談者のニーズに合わせ、地域の居場所への参加による社会とのつながりづくりに向けた支援や、農福連携、企業とのマッチングによる就労支援等を行う。

③ 地域づくり支援

- 地域での生活課題の発生の防止や解決に係る体制の整備、住民相互の交流を行う拠点の開設等の支援を行う。

○具体的な取組

1) 地域お茶の間創造事業

子どもから高齢者までを地域で見守り、支え、高齢者の介護予防や多世代共生の通いの場、居場所を充実させるための事業

⇒ 令和3年度から、常設型（週5日以上開設）の設置を推進。

2) 地域活動支援センター（障がい）、地域子育て支援センター（子ども）の設置

3) 子ども食堂の推進 等

➤ 地域とのかかわり

米原市には、まち協が存在しないため、既存の福祉関係団体との関わりが主となるが、市内全域の協議体（1層協議体）の中で、福祉関係団体のみならず、地域住民、農林商工関係者、まちづくり関係者等と情報共有を行い、社会資源の発掘、支援の出口づくりを推進することにより、参加支援等につなげていきたいと考えている。

令和3年度における重層的支援体制整備事業（米原市）

令和3年4月15日（木）
第19回滋賀県首長会議資料
米原市

相談・情報提供

包括的相談支援事業 (専門相談窓口)

相談者の属性、世代、相談内容に問わらず、
包括的に相談を受け止める。

- ・高齢者→福祉政策課、地域包括支援センター等
- ・子ども⇒子育て支援課（家庭相談員）、健康づくり課、
子育て世代包括支援センター等
- ・ひとり親⇒子育て支援課（母子父子自立相談員）
- ・引きこもり⇒若者自立ルームあおぞら、福祉政策課
- ・障がい者⇒社会福祉社課、児童発達支援センター
- ・生活困窮者⇒生活困窮者相談支援機関、権利擁護センター、消費生活相談機関等

多機関協働事業

消費者
相談

介護

重層的支援会議

地方創生

環境

農業

商工

まちづくり

支援会議

重層的支援会議において
支援の方向性を決定

多文化
共生

子ども

教育

生活
困難

保健・
医療

就労支援

居場所

複雑化・複合化した事例

重層的支援会議

支援会議

参加支援事業

アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

長期にわたり引きこもり状態にあるなどして、自ら支援につながることが難しい人にに対して支援を行つたため、訪問等により、信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

既存のアウトリーチと併せて実施

地域づくり事業

地域での生活課題の発生の防止または解決にかかる体制の整備、住民相互の交流を行う拠点の開設等の取組を行う。

・地域お祭の間創造事業（居場所、介護予防）
⇒令和3年度より、常設型居場所の設置を推進

・生活支援体制整備事業（地域課題の把握、解説のコーディネーター）
⇒市内全域の協議体で、様々な分野の関係者と情報共有を行う

・地域活動支援センターの機能強化（障がい）
・地域子育て支援センター（子育て、保育分野）
・子ども食堂の推進
・権利擁護センターの設置（困難） 等

豊富連携、企業とのマッチング等を通じた支援の出口づくり等
新たな社会資源の発掘、支援の出口づくり等